

議案第142号

飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について

飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年11月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

重大な消防法令違反のある防火対象物について、利用者等に建物の危険性に関する情報を公表し、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促すため。

飛驒市火災予防条例の一部を改正する条例

飛驒市火災予防条例（平成16年飛驒市条例第240号）の一部を次のように改正する。

「
目次中 第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）を
第6章 雑則（第43条—第48条）」

「
第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）
第5章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表（第42条の4）に改める。
第6章 雑則（第43条—第48条）」

第42条の3の次に次の1条及び章名を加える。

第5章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第42条の4 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

飛驒市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理 (第42条の2・第42条の3)</p> <p>第6章 雑則 (第43条―第48条)</p> <p>第1条～第42条の3 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>以下 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理 (第42条の2・第42条の3)</p> <p>第5章の3 <u>防火対象物の消防用設備等の状況の公表 (第42条の4)</u></p> <p>第6章 雑則 (第43条―第48条)</p> <p>第1条～第42条の3 略</p> <p>第5章の3 <u>防火対象物の消防用設備等の状況の公表</u> (<u>防火対象物の消防用設備等の状況の公表</u>)</p> <p>第42条の4 <u>消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u></p> <p>2 <u>消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</u></p> <p>以下 略</p>

飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

重大な消防法令違反のある防火対象物について、利用者等に建物の危険性に関する情報を公表し、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促すもの。

2 改正の内容

不特定多数の人員を収容する防火対象物のうち、火災被害を最小限にするために重要な設備として消防法令で定める消防用設備が未設置のものについて、その防火対象物の名称、所在地及び違反の状況を利用者に公表するもの。

3 施行日 平成31年4月1日